

公益財団法人博慈会記念財団
令和6年度給付型奨学金奨学生募集要項

1. 趣旨

公益財団法人博慈会記念財団（以下、「本財団」という）は、東京都、神奈川県、千葉県、および埼玉県（以下、これらを合わせて「一都三県」という。）内の国公立大学（本財団が指定する大学に限る。以下、「在籍校」という。）看護学科（ないし看護学部）に在籍する3年生に対し奨学援助を行うことにより、医療介護の分野での社会貢献を目指す人材育成に寄与することを目的としています。

2. 募集対象校（対象学部・学科）

大学名	学部	学科
国立大学法人東京大学	医学部	健康総合科学科看護学専修
公立大学法人埼玉県立大学	保健医療福祉学部	看護学科
東京都公立大学法人東京都立大学	健康福祉学部	看護学科
公立大学法人横浜市立大学	医学部	看護学科
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	保健福祉学部	看護学科
国立大学法人千葉大学	看護学部	看護学科
国立大学法人東京医科歯科大学	医学部	保健衛生学科
千葉県立保健医療大学	健康科学部	看護学科
川崎市立看護大学	看護学部	看護学科

3. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切について本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金制度を利用している者（利用する予定の者を含む）であっても、応募資格を有するものとします。

4. 奨学生の応募資格

本財団の奨学生応募資格を有する者は、以下の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 2024年4月1日現在、本財団が指定する大学の看護学科（ないし看護学部）に在籍する3年生で、将来医療看護分野での社会貢献を目指す者であること
- (3) 転学、転校、在籍校において留年または転籍を経していないこと
- (4) 募集年度4月1日時点で年齢25歳以下であること

- (5) 学業、人物ともに優秀であり、経済的支援を必要とする者であること
- (6) 就学状況および生活状況について適時報告ができること
- (7) 在籍校校長または同学部長が推薦する学生であること

5. 採用人数

12名

6. 奨学金の額と給付の方法

(1) 給付金として年額72万円（月額6万円）

(2) 給付の期間

在籍校3年進級月から1年間奨学金を給付します。

(3) 給付の方法及び時期

奨学金は、3か月毎の一定日に交付するものとします（本人名義の銀行の預金口座に入金します）。

なお第1回目については、奨学生採用が決定した後に、奨学生本人より振込先口座情報の提供を待って交付するものとします。

1回目	4月、5月、6月分	7月25日
2回目	7月、8月、9月分	9月25日
3回目	10月、11月、12月分	12月25日
4回目	1月、2月、3月分	3月25日

7. 奨学生選考の流れと申込み手続き

(1) エントリーと書類の準備

本財団のウェブサイト [公益財団法人博慈会記念財団 \(hakujiinen.or.jp\)](http://hakujiinen.or.jp) にアクセスして奨学生応募様式をダウンロードしてください。

(2) 応募方法

応募書類は5月20日までに、必ず在籍校から本財団事務局へ郵送してください。本人の直接応募を認めていませんのでご注意ください。また応募書類に記入事項が不足する等の場合、当該大学へ直接ヒアリングする可能性があります。

8. 選考方法と決定

(1) 本財団の奨学生選考委員会により書類審査による第一次選考及び面接審査による第二次選考（6月中旬予定）を行い、理事会が決定します。結果は、6月下旬に在籍校を通じて本人に通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

8. 提出先、提出期限および提出すべき書類

(1) 提出先（学校経由で応募すること。直接応募は認められません。）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-9 川上ビル2階
公益財団法人博慈会記念財団事務局

(2) 提出期限

令和6年5月20日（本財団必着）

(3) 応募者全員に該当する必要書類

ア 奨学生願書(AF-01)

イ 在学学校長の推薦書(AF-02)および成績証明書

ウ 住民票(世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの、
原本)

エ 直近年度分の世帯全員の所得を証明する書類（コピー可、次の書類一覧のうち
ちいずれか）

生活保護を受給していない場合	<p>令和4年分の所得がわかるAもしくはB、またはC</p> <p>A 令和5年度市町村民税・道府県民税特別徴収税額通知書 B 令和5年度市町村民税・道府県民税税額決定・納税通知書 (3枚全ての面) C 令和5年度市町村民税・道府県民税課税(非課税)証明書</p> <p>A：会社勤務の方等が勤務先の会社等から配布されるもの 「特別徴収義務者用」ではなく「納税義務者用」を提出してください。 B：自営業の方等が役所より送付されるもの。 「変更通知書」のみでは審査できません。その場合はCを提出してください。 C：役所・行政サービスコーナー等で取得できるもの。 ・AもしくはBが手元にない場合は、Cをご準備ください。</p>
生活保護を受給している場合	<p>・生活保護受給証明書 (居住地区の福祉事務所長発行の直近3か月以内に交付されたことがわかる日付のもの。)</p>

オ 個人情報取り扱いに関する同意書 (AF-03)

(4) その他考慮を要する事項がある場合の必要書類

カ ひとり親家庭もしくは両親と死別・離別していることを証明する書類
次の書類一覧のうちいずれか

<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・遺族年金証書 ・児童扶養手当証書

キ 本人または家族が障がい有することを証明する書類

次の書類一覧（コピー可）のうちいずれか、本人かつ等級が分かる部分

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳 |
|---|

ク カに該当しない場合で父母以外を家計維持者とする特別な事情を有することを証明する書類（第三者機関の所見等事実関係を確認できる書類（コピー可））

※エ、カ、キ、クの各書類についてはコピーで構いませんが、大きさはA4判で文字の判別ができる濃度でお願いします。A4サイズでないものは、折り曲げるかA4サイズの紙に貼付するなどしてください。

9. 奨学生の責務

奨学生に採用された場合は、以下の各事項を履行する義務があります（奨学生の義務を履行していないと判断された場合は、奨学金の取消または返還となる場合があります。）。

- (1) 将来、医療看護の分野で社会に貢献すべく、研鑽に勤しむこと
- (2) 奨学生にふさわしい態度と行動をとること
- (3) 下記に該当した場合、直ちに所定の方法により本財団に届け出ること
 - ①留学する場合
 - ②休学、復学、転学又は退学することとなったとき
 - ③停学、その他の処分を受けたとき
 - ④留年又は卒業延期の恐れが生じたとき
 - ⑤提出書類に変更が生じたとき
 - ⑥奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 奨学生は、本財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。

以上